

## 産業廃棄物最終処分場（安定型処理施設）維持管理方法

1. 産業廃棄物飛散・流出防止方法	土堰堤を設置してあるので安定型産業廃棄物が周辺に流出することはないと思われるが、特に飛散しやすい安定型産業廃棄物は、作業中飛散防止ネットを張る。 災害に備え常時重機を置き準備しているが、若し対応不可能となつても当処分場下流0.8kmの地点に出会い沢川があり、両側が高く沢地となっており、周辺には民家は無く交通網の市道内3号線は左側の高台を通っており、国道12号線までは約4kmあり土砂流出があつても交通に支障はないものと思う。若し念のため直ちに警察署に状況を連絡する。
2. 悪臭発生防止方法	破碎残さ物（安定型産業廃棄物）処理場なので悪臭の発生はないものと思われるが、万一発生のある時は覆土をする。
3. 火災発生防止方法	破碎残さ物（安定型産業廃棄物）処理場なので火災の発生はないものと思われるが、万一に備え消火器を展開検査場に設置する。消火不可能の時は電話で消防署に連絡する。作業中は携帯電話を持って対応する。
4. 衛生害虫等防止方法	ねずみ、蚊、はえが発生しないように薬剤を散布する。又施設内の草刈りもする。
5. 埋立地への立入防止方法	処理施設周囲を簡易フェンス（有刺鉄線）で囲む。立入禁止の立札を角毎に立てる。進入道路入り口には門扉に施錠し、掲示板を置く。
6. 施設の表示方法	市道内3号線処理施設入り口に「産業廃棄物の最終処分場」の立て看板を立て、搬入道路門扉付近に掲示板を設置し、施設の管理責任者の住所、氏名、電話番号を記載する。表示事項に変更が生じた場合は直ちに書き換える。立札、看板、標識、掲示板の前には物を置かない。又汚損、破損した場合は直ちに補修、復旧する。
7. 施設点検・整備の方法	土堰堤、簡易フェンス（有刺鉄線）の点検は毎月1回視認により行い、破損した場合は補修、復旧する。又沈下の有無の確認も3ヶ月に1回する。地震、台風等の時は臨時点検を行う。
8. 公共水域・地下水汚染防止方法	地下水については、平成4年の土砂採取の際にも見られず、大きな水流は想到現況地盤より深く、付近に湧水もない。又周辺地域での地下水の使用もない。
9. 維持管理に関する記録の保管方法	埋め立てた産業廃棄物の種類、数量、又土堰堤、簡易フェンス（有刺鉄線）の点検、補修の記録は当処分場廃止まで本社（深川市稻穂町2丁目9番21号）内に保存する。
10. 安定型産業廃棄物以外への対応方法	当処分場に搬入された産業廃棄物を、展開検査場で拡げ安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物が付着、混入しないよう目視による検査を行い、安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物は、直ちに持ち帰つてもらう。
11. 埋め立て処分終了後の方法	埋め立てが終了した場合は覆土1mをし、転圧締固めを行う。又施設内に人が立ち入らないように周囲を簡易フェンス（有刺鉄線）で囲み、立札、標識を立てる。